

／ 司法書士アクセスブック ／

# よくわかる 成年後見



日本司法書士会連合会  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

# よくわかる成年後見

## もくじ



## 成年後見制度って何

私たちは契約を前提とする社会に生きています。

『お店で商品を買う』という日常的事も、実は契約です。

『お店で商品を買う』こと以外にも、

- 不動産や預貯金などの財産管理に関する契約
- 介護サービスの利用や施設への入所に関する契約

など、生活のなかで契約をする場面があります。

契約をするためには、結果を予想する判断能力が必要となりますが、判断能力が十分ではない場合、自分にとって不利益な契約を結んでしまい、その結果、悪徳商法の被害にあうこともあります。

判断能力が不十分な方々の権利や財産を、法律面や生活面から支援するためのしくみ、それが『成年後見制度』です。



00	成年後見制度って何	P 1
01	どんなときにどんな支援が…	P 3
02	成年後見人がすること	P 9
03	後見人には誰がなる	P 11
04	自分で後見人を選ぶ	P 13
05	成年後見制度を利用するためには	P 15
06	成年後見(法定後見及び任意後見)が終わるとき	P 19
07	司法書士と成年後見	P 21
08	成年後見の利用例	P 25
09	これらが司法書士の主な仕事です	P 29
	全国の司法書士会とリーガルサポート支部一覧	P 31

## どんなときにどんな支援が…

『成年後見制度』には、『法定後見制度』と『任意後見制度』の二つがあります。

### 1 法定後見制度

法定後見制度は、支援を受ける『本人』の判断能力の状態によって、

- ①後見(判断能力の減退程度が重度)
- ②保佐(判断能力の減退程度が中度)
- ③補助(判断能力の減退程度が軽度)

の三つの支援制度が用意されています。医師の診断書や鑑定によって、どの類型に該当するかが決まります。

そして、本人を支援する人として

- ①後見の場合=成年後見人
- ②保佐の場合=保佐人
- ③補助の場合=補助人

が選任されます。

なお、後ほど説明する任意後見制度で本人を支援する人は、任意後見人です。

成年後見人、保佐人、補助人は、就任して欲しい人を希望することもできま

すが、最終的には家庭裁判所が判断して選任します。

本人の権利や利益を守るための権限

- 本人に代わって必要なことを行う(代理権)
- 本人が行うことに関して同意する(同意権)
- 本人が不利益な契約をしてしまったときにその契約を取り消す(取消権)

成年後見人は代理権及び取消権を、保佐人、補助人は代理権、同意権、及び取消権を活用することによって、本人を支援します。

#### (1) 後見

本人が常に判断能力を欠く状態の場合、たとえば、契約や財産の管理において、支援する人が必要である場合に利用されます。

成年後見人には、法定代理人として、広範囲な財産管理と身上保護の代理権及び取消権が与えられます。

成年後見人は、状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と成年後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行います。

本人が自ら行った不利益な契約は必要に応じて取り消すこともできますが、例外として、日用品(食料品や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」は、本人の自己決定権を尊重するため取り消すことはできません。

本人に重要な影響を及ぼす自宅の売却や、アパートの賃貸借契約の解除など、居住用不動産の処分をする際には家庭裁判所の許可を得て行います。



## (2) 保佐

判断能力にかなり衰えがある場合、たとえば、しっかりしているときもあるけれども、契約の内容を理解できないことの方が多く、不利益な契約をしてしまうおそれがある場合などに利用されます。

保佐の場合、財産の管理や契約の締結などは本人が行い、保佐人はその本人の行為について同意をしたり、必要なときには取り消しをするという方法で支援を行います。



保佐人の同意が必要とされる行為は、法律(民法第13条第1項)で定められています。

- ①借金をすること
- ②お金を貸すこと
- ③裁判をすること
- ④建物を建てること
- ⑤相続の承認・放棄をすること

を含めて全部で10項目あり、必要に応じて追加して定めもらうこともできます。

なお、本人が保佐人の同意なく不利益な契約をした場合には、それを取り消すことができます。

このほかに、本人の同意のもとで、保佐人が代理して財産などを管理することもできます。後ほど詳しく説明しますが、法定後見制度は家庭裁判所に申立てをすることで始まります(P.15参照)。保佐人に与えられる代理権は、成年後見人のような広範囲なものではなく、この申立てをする際に、本人の同意のもとで指定した行為の範囲内で、家庭裁判所が定めたものに限られます。

## (3) 補助

判断能力が不十分になってきている方のための制度です。

普段の生活は自分一人で行うことができるけれども、物忘れが多くなり、『財産上の』重要な行為については支援が必要なときに利用されます。

補助は、保佐制度に定められた同意が必要とされる行為(民法第13条第1項)の範囲内から補助人の同意を要する法律行為を定め、補助人は、本人の行為が同意を要する法律行為のときには、本人の意思を尊重し、その心身の状態や生活状況に配慮して、同意したり、必要なときには取り消しをするという方法で支援を行います。

また、保佐の時と同様に本人の判断のもとで、補助人が代理して財産などを管理することもできます。

補助開始の申立てをする際には、代理権のみならず、同意権・取消権の範囲についても、本人の支援に必要な範囲を指定して家庭裁判所に定めてもらう必要があります。

なお、補助の場合、本人の選択が重要視されているため、補助人に同意権・代理権を与える申立ての際には本人の同意が必要となります。



## 2 任意後見制度

任意後見制度は、家庭裁判所が「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選ぶ法定後見制度と違い、本人があらかじめ契約によって「任意後見人」という支援者を決めておくことにより、支援が必要になったときから、支援を受けることができるというものです。任意後見制度については、後ほど詳しく説明します(P.13参照)。

## 3 成年後見制度の利用が必要となる場合

実際どのような場合にこれらの制度を利用することになるのでしょうか。

制度利用の理由で一番多いのは、預貯金等の管理・解約のため、次いで施設入所等のため、三番目に福祉サービスの利用のためです。これらについて、本人が判断したり、必要な契約ができない場合、後見人等が支援を行うことで、契約を締結したり、預貯金の管理や費用の支払いをしたりしていくことができます。

また、高齢者を狙う悪質なビジネスの被害に遭った場合にも、成年後見制度の利用によって、支払いを免れたり、すでに支払った代金を返すよう求めたりすることができます。



## 4 成年後見制度の利用が必要なその他の場合

- 父親が亡くなり、母と子が遺産を相続するにあたって、母の判断能力が不十分で遺産の分け方を決められないとき
- 本人が入院し、入院費の支払いのため、本人の定期預金を解約しなければならないが、本人の判断能力が不十分で解約ができないとき
- 施設入所の費用の支払いのため、本人の自宅を売却する必要があるが、本人の判断能力が不十分で売却の契約や手続きができないとき

などが考えられます。

### ワンポイント解説

### 認知症

「人の名前がなかなか思い出せない…」ある程度の年齢以上の人であれば、誰でも記憶力の低下を自覚することがあるでしょう。しかし、認知症による「もの忘れ」は、老化による「もの忘れ」と違って、朝食をとったこと自体を思い出せないというような、ある体験に関する記憶のすべてを忘れてしまうことが特徴です。認知症は、一般的に、知性、感情、意思の機能が低下し、日常生活に支障が生じるような状態をさします。日本では急激な高齢化に伴い、認知症の人が増加しました。国は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、令和5年に共生社会の実現を推進するための認知症基本法を制定しました。

# 成年後見人がすること

成年後見人は、どのような仕事をするのでしょうか。

## 1 成年後見人になったときにする仕事

後見開始の審判により選任された成年後見人は、家庭裁判所から審判書を受け取ります。審判書を受け取ってから不服申立がなく2週間が経過すると、審判が確定し成年後見人に就任します。

金融機関に成年後見制度利用の届出をしたり、財産の調査をして財産目録を作成します。この財産目録は、就任後1か月以内に家庭裁判所に提出する必要があります。

## 2 普段の仕事

成年後見人は、本人に必要な支払いを本人に代わって行います。そして、支出項目別に支払いの内容がわかるように家計簿などを作成します。収入や預貯金についても、定期的な収入(年金、家賃収入等)と特別な収入(保険金の給付等)を分けて管理します。

また、本人の身上を保護するために、自宅や入所先、入院先へ訪問し、本人の状況に変更がないか『見守り』を継続的に行います。

本人が自宅で一人暮らしをしている場合は、近隣の方や福祉関係の専門家とも連携をして対処方法を検討します。

自宅や不動産などの財産の管理(賃貸借契約や家賃の回収、賃貸物件の維持管理等)では、いろいろなトラブルが発生することもありますので、注意が必要です。

## 3 定期報告

成年後見人は、適切に事務を行っていることを報告するため、一定期間ごとに後見等事務報告書や財産目録などを作成し、家庭裁判所に提出します。



## 4 その他の仕事

在宅生活をしてきた本人が入院することになった場合は、病院との間で本人に代わって入院の契約をします。

その後退院し、自宅での生活が困難になった場合は、施設を探して入所契約をすることもあります。介護サービスを受ける場合は、要介護認定の手続やその更新の手続も成年後見人が行います。

施設に入所するときなどには、本人が所有する不動産を売却して費用を工面する必要に迫られることもあります。このような場面で、本人に代わって不動産売買契約をしたり、売却代金を受領することも成年後見人の仕事です。ただし、本人の自宅である土地建物を売却する場合には、本人の心身に与える影響が大きく、成年後見人だけの判断では処分できませんので、家庭裁判所の許可を得て行います。

# 03

## 後見人には誰がなる

さて、後見人にはどのような人になるのでしょうか。ここでは、法定後見制度についてみてみましょう。

### 1 後見人になる人

後見開始の申立ての際に、後見人の候補者について希望を述べる事ができますが、後見人はあくまでも家庭裁判所の職権によって選任されます。

令和5年1月～12月のデータによると、約18.1%のケースで本人の親族が選任されています。ただし、親族を後見人にしてほしいと希望しても、管理する財産が高額である場合や、後見人のやるべき事務の内容が複雑である場合、関係者間で紛争が予想される場合には、司法書士などの専門家が後見人に選任されることがあります。

後見人になるためには特に資格は必要ありませんが、次の人は後見人にはなれません。

- ① 未成年者
- ② 成年後見人等を解任された人
- ③ 破産者で復権していない人
- ④ 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- ⑤ 行方不明である人



### 2 専門職後見人と市民後見人

本人の親族でない専門家(司法書士、弁護士、社会福祉士等)が後見人になる場合、その後見人を第三者後見人の中で特に『専門職後見人』と呼びます。

専門職後見人の中で最も多く後見人に選ばれているのは『司法書士』です。その理由は、裁判所に提出する書類を作成する専門家として、長年、家庭裁判所の様々な手続にかかわってきたこと、成年後見制度に対応するための団体である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(略して「リーガルサポート」ともいう。)を立ち上げ、専門職後見人である会員から財産管理等に関する報告を受けるなど、後見人の親族や家庭裁判所からの信頼性を確保する仕組みを構築してきたことがあげられます。

しかし、高齢化が急激に進む中、親族以外の後見人を専門職後見人だけで担うことには限界があります。

そこで、親族後見人、専門職後見人につづく第三の後見人として、市民による後見人『市民後見人』が注目されています。本人と同じ地域に住む市民を後見人として養成し、地域で高齢者・障がい者を支援しようというものです。

### ワンポイント解説

### 市民後見人

親族が遠方に住んでいて、本人を支援できない場合や、本人に身寄りがない場合などは、親族以外の第三者後見人が就任することになりますが、今後も住み慣れた地域で自分らしく生活していきたいと希望する本人のために、市民後見人が選任される場合があります。市民後見人は、①地域社会で支える②手厚い見守りなどの特性があり、また、平成23年度厚生労働省が「市民後見推進事業」を開始し、平成24年4月1日の老人福祉法改正によって、市町村に「後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずる」努力義務が課せられたことから、市民後見人に関する動きが全国的に広まりつつあります。また、平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」では、各市町村に対し、後見人の育成や後見人の支援などを目的とする「地域連携ネットワーク」の機能の整備が求められています。

# 04

## 自分で後見人を選ぶ

「任意後見制度」を利用することにより、本人自身があらかじめ任意後見人になる人を決めておくことができます。

### 1 任意後見制度

『今は元気。でも、将来が心配。もしも判断能力が不十分になったら、信頼しているあの人に支援してほしい。』

そんなときに利用できる制度が『任意後見制度』です。

任意後見制度を利用するためには、本人と任意後見人になってもらう人との間で『任意後見契約』を結びます。そのためには、まず任意後見人になってもらう人との間で、生活面、病院・施設の利用や財産管理の場面などで、どのような支援をしてもらうか、その報酬をいくら支払うかなどを決めます。

決めた内容を公証人役場で公証人に『公正証書』という契約書にしてもらいます。

ただし、これだけでは任意後見制度は始まりません。実際に判断能力に衰えが出て、任意後見人の事務を監督する『任意後見監督人』が家庭裁判所で選ばれたところから、任意後見契約の内容に従った支援が始まります。



### 2 任意後見制度の特徴

任意後見制度の特徴は、

- ①自分が選んだ人に支援してもらえる。
- ②自分の希望どおりの支援が受けられ、自分の意思をきめ細かく反映できる。
- ③元気なうちに契約できるので、将来の不安が軽くなり安心できる。

という点でしょう。

一方、

- ①契約内容が難しく、信頼関係を築いて契約を締結するまでに時間がかかる。
- ②家庭裁判所で選ばれる後見人の場合とは違い、任意後見人の権限は契約時に定めた代理権のみであり、同意権・取消権がないため、本人が不利益な契約（悪徳商法等）をしてしまった場合でも任意後見人がその契約を取り消すことができない。

などの問題点もあります。

### ワンポイント解説

### 後見監督人

任意後見制度では、家庭裁判所により『任意後見監督人』が必ず選任されます。そして、選任された後見監督人は後見人がしっかり仕事をしているのかを把握し、監督を行います。

それに対して、法定後見制度では、家庭裁判所が後見人の仕事を把握し、監督を行います。場合によっては、家庭裁判所が申立て又は職権により後見監督人を選任し、家庭裁判所とともに後見人の仕事を監督させることもあります。管理する財産が多額の場合や内容が複雑である場合に後見監督人が選任されているようです。

どちらの場合も、後見人は、後見監督人に相談しながら本人のために後見人としての仕事を行っていきます。

## 成年後見制度を利用するためには

実際に成年後見制度のうち法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てをする必要があります、『後見開始の申立て』『保佐開始の申立て』『補助開始の申立て』を行います。

### 1 申立てができる人

この申立てができる人は、本人か夫や妻、子ども、父や母、兄弟姉妹などの4親等内の親族に限定されています。友人や知人では申立てをすることはできません。

身寄りのない人や親族が申立てをしてくれない場合など、特に必要があるときは、市町村長が申立てをすることができます。

### 2 申立てに必要な書類

申立ては、本人が実際に住んでいる場所を管轄する家庭裁判所に書類を提出します。必要な書類は、おおむね次のようなものとなります。

- ①申立書
- ②医師の診断書(申立専用の様式があり、家庭裁判所のホームページから取得できます。かかりつけの医師による診断書で構いません。)

- ③本人情報シート(申立専用の様式があり、家庭裁判所のホームページから取得できます。本人の生活状況等について、本人を支える福祉関係者に作成をお願いします。)
  - ④本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書(法務局で証明書を出してもらいます)
  - ⑤本人・申立人・候補者の戸籍謄本、住民票の写し、本人の状況や後見人の候補者の事情を説明した書類など
  - ⑥本人の財産の明細を書いた書類(「財産目録」といいます)と収支一覧表
  - ⑦財産や収入、支出がわかる書類(通帳のコピー、不動産の登記事項証明書及び評価証明書、保険証券、年金通知書、施設等の領収書など)
- かなり多くの書類を作ったり、揃えたりする必要があります。自分だけでは難しいというときは、申立書の作成を司法書士に依頼することもできます。



### 3 後見がスタートするまでの流れ

申立てがされると家庭裁判所は、後見等を開始するかどうか、誰を後見人に選ぶかを判断するために次のようなことを行います。

①面接 — 申立人及び成年後見人等候補者に対して、家庭裁判所における面接又は電話などにより、申立てに至る事情や生活状況を確認する場合があります。

②本人調査 — 申立ての内容について、本人へ意見を尋ねる場合があります。

③親族への意向照会 — 本人の親族に対して、申立てに関する意向を照会する場合があります。

④鑑定 — 本人の判断能力をより正確に把握する必要があるときは、精神鑑定を医師に依頼します。



この結果、家庭裁判所が後見を始めるべきと判断したときは、「後見開始の審判」がされ、同時に成年後見人が選ばれます。この審判の内容は、申立人や成年後見人などに通知されるほか、法務局で登記されます。法務局(支局・出張所は除く)において発行される後見の内容を証明する書類(「登記事項証明書」といいます)は、成年後見人であることの証明となります。この証明書を金融機関などに提示して、成年後見制度利用の届出をしたり、必要な事務を行います。

## ワンポイント解説

## 家庭裁判所

日本の裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所があります。このうち家庭裁判所は全国に50カ所の本庁が設けられており、管轄区域は各都府県と同じ(北海道は4カ所)です。各地に支部が203カ所、出張所が77カ所設けられています(令和6年7月現在)。家庭裁判所は主に家事事件と少年事件を扱っています。

家事事件というのは、後見人の選任、離婚や遺産分割などについての審判事件や調停事件の総称です。事件の内容が親族間の紛争であることから、家庭裁判所の司法判断である「審判」と家庭裁判所が仲立ちをして当事者がお互いに合意を目指す「調停」の二つの解決方法が用意されています。

## 費用

成年後見制度を利用するためには、どれくらいの費用がかかるのか気になるところです。『法定後見制度』の場合、申立段階で必要となるのは、申立書や登記のための印紙代、各種郵送のための切手代、提出する戸籍謄本や住民票の写しなどの取得費用、医師の診断書作成などの費用で、およそ15,000円～20,000円ほどです。申立書の作成を司法書士に依頼した場合には、さらに司法書士への報酬が必要です。家庭裁判所が鑑定を実施することを決定したときには、鑑定費用としておよそ50,000円～100,000円ほどが必要となります。費用については、各家庭裁判所へご確認ください。

『任意後見制度』の場合は、契約時に公正証書作成費用などでおおよそ25,000円～30,000円ほど(1契約につき11,000円、その他費用は公証役場にご確認ください)、後見契約のスタート時に任意後見監督人選任申立費用として、印紙代切手代が6,000円ほどとなります。

成年後見制度の利用が始まってからは、後見人の報酬が必要となります。

『法定後見制度』の場合には、家庭裁判所が報酬付与の審判で報酬金額を定めます。

『任意後見制度』の場合には、任意後見人の報酬は契約で定め、任意後見監督人は法定後見制度と同様に家庭裁判所が定めます。

# 成年後見(法定後見及び任意後見)が終わるとき

成年後見は、どのような場合に終了するのでしょうか。

## 1 成年後見が終わる場合

法定後見が終わる場合としては、次の二つがあります。

- ①本人が死亡したとき
- ②本人の病気が良くなるなどして判断能力が回復したので、後見開始審判が取消されたとき

たとえば、施設への入所が必要であったため、法定後見を利用した場合、契約が終わりその目的が達成しても、後見は終了しません。本人が上記二つの事由に該当しない限りは後見は継続し、後見人としての仕事は続きますのでご注意ください。

任意後見制度の場合は、本人の死亡のほか、任意後見人の死亡、任意後見契約の解除、任意後見人の解任、後見開始審判等法定後見制度への移行などにより終了します。任意後見人が死亡した場合などは申立てをして法定後見制度の利用へ移行する必要があります。



## 2 本人が死亡した後の後見人の仕事

本人が亡くなると、原則としてその時点で法定後見は終了するため、後見人の残る仕事は、次のとおりです。

- ①本人死亡による成年後見の終了の登記手続
- ②死亡時の財産目録を作成して、家庭裁判所へ提出する
- ③預金通帳など管理していた財産等を相続人へ引き渡す

なお、本人の死亡後であっても、必要があるときは、相続人の意思に反することが明らかなきを除き、相続人が相続財産を管理できるようになるまでの間、後見人は次の行為をすることができます。

- ①相続財産の保存に必要な行為
- ②相続債務の弁済(ただし、すでに退院した病院の入院費や、入所していた施設の利用料など、支払期限を迎えているものに限ります。)
- ③その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為(ただし、家庭裁判所の許可が必要です。)

以上は法定後見に関する制度(保佐・補助を除く)ですが、任意後見契約の場合も同様の問題が生じるため、契約締結とともに死後事務についての契約も締結すると安心です。

## 3 遺言について

遺言は主に財産を誰に承継させるかを定めるものです。遺言には自筆証書遺言や公正証書遺言等があり、それぞれ法律で厳格な方法が定められています。正確な遺言書を作成できるよう司法書士にご相談ください。

特に任意後見契約に関しては、契約締結と共に、先に述べた死後事務についての契約を締結し、遺言もあわせて作成しておくのが安心です。なお、遺言も法律行為であるため、本人の判断能力が低下していると作成することが難しくなります。早めのご準備をお勧めします。

## 司法書士と成年後見

### 1 専門家としての成年後見制度へのかかわり

司法書士の歴史は明治5年に始まり、令和4年で150年を迎えました。その間、裁判所に提出する書類の作成や登記業務の専門家として活動してきました。

平成15年には、法務大臣の認定を受けた司法書士に対して、簡易裁判所における訴訟代理権が付与され、身近な暮らしの中の法律家として活動しています。

そして、平成12年4月1日にスタートした新しい成年後見制度に合わせて、「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」(現在は、「公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート」、以下「リーガルサポート」という。)を創設し、高齢者や障がい者の権利擁護と支援に積極的に取り組んできました。

### 2 司法書士の具体的ななかかわり

司法書士が成年後見制度にどのようにかかわっているのか、具体的に説明しましょう。

#### ①後見人への就任

成年後見人、保佐人、補助人は家庭裁判所より選任され、本人の親族が

選任されることもありますが、本人に家族がない場合や、本人の財産管理に困難を伴ったり、親族間に紛争があるなどの事情があるときは、成年後見事務に精通している専門職後見人として司法書士が選任される場合があります。また、必要な場合は司法書士が後見監督人に選任される場合もあります。

#### ②申立書類の作成

家庭裁判所に申立てをする書類を、自分で作成することが困難なときは、司法書士に依頼をすれば、申立書等を作成します。

#### ③申立人、親族後見人への助言と支援

司法書士は、申立人、親族後見人からの疑問や不安の相談に応じ、最善の方法を一緒に考えるなど、本人のみでなく、親族後見人の支援も行います。

### 3 司法書士会の具体的ななかかわり

司法書士は、全国の50の司法書士会のいずれかに所属し、全国の50の司法書士会は、会則を定め、日本司法書士会連合会を設立しています。全国の司法書士会と日本司法書士会連合会は、その社会的責任を果たすため、制度の啓発、会員への研修、市民への広報等の活動を行っています。



## 4 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポートの沿革と役割

リーガルサポートは、ノーマライゼーション(高齢者や障がい者も家庭や地域で通常の生活ができるような社会を創るという考え方)の理念を基本とする新しい成年後見制度が平成12年4月1日から施行されるのに先駆け、成年後見制度の担い手となる団体として、平成11年12月に日本司法書士会連合会が中心となり設立された法人です。リーガルサポートの正会員はすべて司法書士ですが、社会との一体性・透明性を確保するため、法人の理事の中には、司法書士以外の有識者も含まれています。

## 5 リーガルサポートの研修、名簿提出、監督について

リーガルサポートの会員は、成年後見制度に関する研修(法律関係の研修だけでなく、福祉、医療、倫理等、後見人として必要とされる研修や本人の意思決定を支援するため必要とされる研修)を履修し一定の履修単位を得た会員だけが「後見人等候補者名簿」に登載されます。2年毎に新しい研修単位を取得できなければ、この名簿から削除されることになっています。

この名簿は、家庭裁判所に提出され、家庭裁判所が後見人等を選任するときの判断材料となります。

また、会員は、リーガルサポートに対して後見人としての業務についての定期的な報告義務を負い、リーガルサポートはその報告内容を精査します。

## 6 会員数、後見人の実績等

リーガルサポートの会員数は、8,475名、司法書士法人の会員は290法人(令和6年7月8日現在)です。

最高裁判所が公表している令和5年の統計では、親族を除く第三者の成年後見人等への選任件数は全体の81.9%あり、その内訳は司法書士11,983件、弁護士8,925件、社会福祉士6,132件と、司法書士を後見人に選任するケースが最も多くなっています。

## 7 本部・支部

リーガルサポートの本部は東京にあり、全国の各都道府県に支部をおき(北海道は4カ所)それぞれの地域の関係機関と連携した活動を行っています。



## 成年後見の利用例

最後に、具体的な成年後見の利用例を見てみましょう。

あるところに、太郎さん（80歳）と花子さん（78歳）夫婦が二人きりで住んでおりました。二人には他に身寄りはなく、買い物などもいつも二人で出かけていましたが、太郎さんが数年前に認知症と診断されてからは、花さんが一人で買い物に出かけ、太郎さんは家で留守番をすることが多くなりました。

ある日のこと、花さんが買い物から帰ると、部屋の中に真新しい羽根布団が置いてあり、その上に太郎さんがニコニコと座っているではありませんか。不思議に思った花さんは、太郎さんに「これはどうしたの?」と尋ねると、「よく分からないけど、親切なお兄ちゃんに来て、『これを使ってみて。寝心地がいいよ。』と布団を置いていった。」と言うのです。傍らには羽根布団購入の契約書が置いてあり、購入代金は40万円と書かれてありました。

びっくりした花さんは、直ぐに消費者センターに相談して、今回は業者に引き取ってもらうことができ、何とか事なきを得ましたが、このまま太郎さんの認知症が進んでいくと、またこのような契約をしてしまうのではないかと、とても不安になりました。

そんなとき、近所の人から司法書士を紹介され、不必要な契約を取り消したり、預貯金や年金の管理など太郎さんの財産をきちんと守ってもらえる成年後見制度という仕組みがあることを聞きました。

自分のことで手いっぱいの花さんは、今後のことも考えて、太郎さんにつ

いてこの成年後見制度を利用するため、その司法書士に頼んで家庭裁判所に後見開始の申立てを行うことにしました。その際、花さんが高齢であるため、今後のことも考えて、その司法書士を後見人の候補者としてしました。そして、数か月後に、家庭裁判所は、後見を開始する審判をし、司法書士を太郎さんの成年後見人に選任しました。

成年後見人となった司法書士は、太郎さんの預貯金や年金などの収支管理や介護サービス契約を結んでヘルパーの手配をしたり、役所でのいろいろ面倒な手続を代わりに行ってくれたので、花さんは安心して買物に行けるようになり、太郎さんも今までと変わりなく平穏に生活を続けることができました。

それから5年後、太郎さんが突然亡くなり、花さんは独りぼっちになってしまいました。太郎さんが死亡すると成年後見人としての役目は終わりますが、太郎さんの成年後見人をしてきた司法書士は、お葬式の時にもいろいろと相談に乗ってくれるなどして花さんを助け、最後に太郎さんの財産を整理して花さんに引き渡しました。

四十九日の法要も終わりしばらく経ってから、花さんは、家や土地の名義が太郎さんのままになっていることを思い出しました。そこで、司法書士にお願いして、唯一の相続人となった花さんの名義へ相続登記の手続をしてもらいました。

それからさらに3年の月日が経ち、まだまだ元気な花さんも、身近に頼れる人がいないため、自分の身に何かあったときのことを心配するようになりました。また、最近はずいぶん物忘れも多くなってきて、このままでは、自分もかつての太郎さんようになってしまわないかと、不安の日々が続くようになりました。

そんなとき、太郎さんの成年後見人だった司法書士が、「将来、自分が認知症になったときに備えて、元気なうちに信頼できる人に認知症になった後のことを今からいろいろ頼んでおける制度もありますよ。」と話していたことを思い出し、早速手紙を書いてみることにしました。

前略 ご無沙汰しておりますが、お健やかに過ごしてでしょうか。

夫が亡くなってはや3年、初めて先生にお会いしてから8年が過ぎようとしています。子どものいない私たち夫婦は二人で何とか生活してきたものの、夫の認知症が進み、預貯金の管理や役所での手続など、私一人の肩にのしかかってきて、本当に困っていました。そんな時、近所の方からご紹介いただき、薬にもすがりながら先生のお話を伺いました。私が心配事を並べ立てるのを、じつくり耳を傾けて丁寧に答えてくださいましたね。「今まで頑張ってきたんです」という先生のお言葉は今でも忘れられません。

夫の成年後見人になっていただいた後は、何度も困っていることはないかとわざわざ自宅まで訪ねて来ていただきました。ヘルパーの手配や役所での手続などをしていただいたお陰で、できるだけ長く自宅で生活したいと言っていた夫の希望を叶えることができました。私も雑事に煩わされることなく、夫と自分のことだけを考えることができました。改めてお礼申し上げます。そして、お仕事を超えて温かく接して下さる先生のお人柄に触れるうち、家族のよう

に信頼できる存在になりました。ありがとうございます。

私も最近では将来に備えて、以前先生から伺った、任意後見という制度を利用したいと思うようになり、是非先生にお願いしたいと考えております。

また先生の事務所にお伺いすると思っておりますのでその節はよろしくお願いいたします。

お近くにおいでの際は、ぜひお立ち寄りくださいませ。

草々



## ワンポイント解説

## 選挙権の回復と資格制限

2000年の成年後見制度開始時、成年被後見人には選挙権も被選挙権もありませんでした。選挙権は、国民の国政等への参加の機会を保障する基本的権利であり、とりわけ障がい者にとって自分の意見を表明して政治に参画する重要な手段です。そのため、2011年に相次いで成年被後見人に選挙権を認めない公職選挙法第11条の違憲訴訟が提訴され、2013年憲法違反だと判決されました。この判決を受けて、公職選挙法が改正され、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することとなりました。

以上のように、選挙権は回復されたものの、一律に成年被後見人や被保佐人の権利を奪う欠格条項を有する法律は、当時150以上存在していました。例えば、被選挙権を有する成年被後見人が国会議員や市議会議員に就けるようになったにもかかわらず、国家公務員法や地方公務員法によって国家公務員や地方公務員には就けない、被保佐人が自衛隊員になれないというような画一的な制限が存在しました。その他、医療関係や福祉関係の法令等にも制限が多数あったため、障害者の権利に関する条約にも抵触するのではないかと批判されてきました。

そのため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格事由その他の権利の制限を見直すことになりました。

具体的には、2019年6月14日に187の法律を見直しの対象とする「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、多くの法律の中の欠格条項を一律に削除し、「心身の故障により業務を適正に行うことができない」などの個別審査規定に基づいて心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断することとなりました。これによって、保佐及び後見開始の審判を受けたとしても当然には資格、職種、業務等から一律に排除されず、制度利用者の自己決定の幅が広まることになりました。

## これらが司法書士の主な仕事です

### ● 不動産の登記手続について代理すること

大切な財産である土地や建物の売買や相続、抵当権や賃借権などの設定といったさまざまな権利変動について、登記の専門家として、手続を代わって行います。

### ● 簡裁訴訟代理等関係業務

簡易裁判所における紛争の請求額が140万円以下の事件について、民事訴訟や民事調停の代理人となったり、裁判外での和解交渉に当たります。また、法律相談を受けて紛争解決への助言をします。なお、これらの業務は法務大臣から認定を受けた司法書士(認定司法書士)が行うことができます。また、認定司法書士は、土地の境界に関する紛争について、筆界特定手続の代理や相談も受けます。



### ● 裁判所へ提出する書類の作成

裁判の訴状や答弁書、調停や破産・民事再生の申立書などの書類を作成します。また、離婚など家庭の紛争に関する手続や財産に関する保全や差押手続などの書類の作成もします。

### ● 法定相続情報取得の代理

法務局に「法定相続情報一覧図」の保管を申し出てその写し(法定相続情報証明)を取得する手続を代理して行います。また、その際に必要となる戸籍謄本等の取得も代わって行います。



### ● 会社・法人の登記手続について代理すること

会社や各種法人を設立したり合併するなどの登記手続や、増資・役員変更などの登記手続を代わって行います。また、会社法に基づき、個々の会社の実態に沿えるように企業法務の役割を担います。

### ● 成年後見業務

判断能力が不十分な状態にある人を支援する制度が成年後見制度です。司法書士は、法律専門家の中で最も多く成年後見人に選任されています。

高齢者を抱えた家族や高齢者自身が納得できる生活を送るために、専門家である司法書士が適切なアドバイスを行います。



### ● 供託手続について代理すること

明渡しや賃料の増額を要求する家主が、家賃を受け取ってくれないとき、家賃を支払ったのと同じ効果を生じさせる「供託」という手続を代わって行います。

### ● 遺言書の保管等に関する手続

自筆で書いた遺言書を法務局で保管する手続や、遺言者が亡くなった後に遺言書の内容の証明書などを請求する手続に必要な書類の作成を行います。



### ● その他

以上のほか、検察庁に提出する書類(告訴・告発状など)や帰化申請書のような国籍に関する書類など各種書類の作成を行います。また、遺言書作成をお手伝いし、遺言執行者となることもできます。

## 全国の司法書士会とリーガルサポート支部一覧

会名	郵便番号	住所	電話番号
札幌司法書士会	060-0051	札幌市中央区南1条東1-3 パークイースト札幌2階	011-281-3505
リーガルサポート札幌支部	060-0051	札幌市中央区南1条東1-3 パークイースト札幌2階 札幌司法書士会内	011-280-7078
函館司法書士会	040-0033	函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
リーガルサポート函館支部	040-0033	函館市千歳町21-13桐朋会館3階 函館司法書士会内	0138-27-2345
旭川司法書士会	070-0901	旭川市花咲町 4	0166-51-9058
リーガルサポート旭川支部	070-0901	旭川市花咲町 4 旭川司法書士会館	
釧路司法書士会	085-0833	釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
リーガルサポート釧路支部	085-0833	釧路市宮本 1-2-4 釧路司法書士会内	0154-41-8332
宮城県司法書士会	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
リーガルサポート宮城支部	980-0821	仙台市青葉区春日町 8-1 宮城県司法書士会館内	022-263-6786
福島県司法書士会	960-8022	福島市新浜町 6-28	024-534-7502
リーガルサポートふくしま支部	960-8022	福島市新浜町 6-28 福島県司法書士会館内	024-533-7234
山形県司法書士会	990-0021	山形市小白川町 1-16-26	023-623-7054
リーガルサポート山形支部	990-0021	山形市小白川町 1-16-26	023-623-3322
岩手県司法書士会	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
リーガルサポート岩手支部	020-0015	盛岡市本町通 2-12-18 岩手県司法書士会内	019-653-6101
秋田県司法書士会	010-0951	秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
リーガルサポート秋田支部	010-0951	秋田市山王 6-3-4 秋田県司法書士会館内	018-824-0055
青森県司法書士会	030-0861	青森市長島 3-5-16	017-776-8398
リーガルサポート青森支部	030-0861	青森市長島 3-5-16 青森県司法書士会館	017-775-1205
東京司法書士会	160-0003	新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館 2 階	03-3353-9191
リーガルサポート東京支部	160-0003	新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館 5 階	03-3353-8191
神奈川県司法書士会	231-0024	横浜市中区吉浜町 1	045-641-1372
リーガルサポート神奈川県支部	231-0024	横浜市中区吉浜町 1 神奈川県司法書士会館内	045-640-4345
埼玉司法書士会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
リーガルサポート埼玉支部	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-58 埼玉司法書士会館内206号室	048-845-8551

会名	郵便番号	住所	電話番号
千葉司法書士会	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
リーガルサポート千葉県支部	261-0001	千葉市美浜区幸町 2-2-1 千葉司法書士会館内	043-301-7831
茨城司法書士会	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
リーガルサポート茨城支部	310-0063	水戸市五軒町 1-3-16 茨城司法書士会館内	029-302-3166
栃木県司法書士会	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
リーガルサポートとちぎ支部	320-0848	宇都宮市幸町 1-4	028-632-9420
群馬司法書士会	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
リーガルサポート群馬支部	371-0023	前橋市本町 1-5-4	027-224-7771
静岡県司法書士会	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700
リーガルサポート静岡支部	422-8062	静岡市駿河区稲川 1-1-1 静岡県司法書士会内	054-289-3999
山梨県司法書士会	400-0024	甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
リーガルサポート山梨支部	400-0024	甲府市北口 1-6-7 山梨県司法書士会館内	055-254-8030
長野県司法書士会	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
リーガルサポートながの支部	380-0872	長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県司法書士会	950-0911	新潟市中央区笹口 1-11-15	025-244-5121
リーガルサポート新潟県支部	950-0911	新潟市中央区笹口 1-11-15 新潟県司法書士会内	025-244-5141
愛知県司法書士会	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
リーガルサポート愛知支部	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭 1-12-3 愛知県司法書士会館内	052-683-6696
三重県司法書士会	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
リーガルサポート三重支部	514-0036	津市丸之内養正町 17-17	059-213-4666
岐阜県司法書士会	500-8114	岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
リーガルサポート岐阜県支部	500-8114	岐阜市金竜町5-10-1 岐阜県司法書士会館内	058-259-7118
福井県司法書士会	918-8112	福井市下馬 2-314 司調合同会館	0776-43-0601
リーガルサポート福井県支部	918-8112	福井市下馬 2-314 司調合同会館	0776-36-0016
石川県司法書士会	921-8013	金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
リーガルサポート石川県支部	921-8013	金沢市新神田 4-10-18 石川県司法書士会館内	076-291-7070

## 全国の司法書士会とリーガルサポート支部一覧

会名	郵便番号	住所	電話番号
富山県司法書士会	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3 階	076-431-9332
リーガルサポート富山県支部	930-0008	富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3 階	076-431-9332
大阪司法書士会	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
リーガルサポート大阪支部	540-0019	大阪市中央区和泉町 1-1-6 大阪司法書士会館内	06-4790-5643
京都司法書士会	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目 232 番地の1	075-241-2666
リーガルサポート京都支部	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上ル五丁目 232 番地の1 京都司法書士会館内	075-255-2578
兵庫県司法書士会	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
リーガルサポート兵庫支部	650-0017	神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-8686
奈良県司法書士会	630-8325	奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
リーガルサポート奈良支部	630-8325	奈良市西木辻町 320-5 奈良県司法書士会館内	0742-22-6707
滋賀県司法書士会	520-0056	大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館2階	077-525-1093
リーガルサポート滋賀支部	520-0056	大津市末広町 7-5 司調会館 2 階 滋賀県司法書士会内	077-525-1093
和歌山県司法書士会	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
リーガルサポート和歌山支部	640-8145	和歌山市岡山丁 24 番地	073-422-0568
広島県司法書士会	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
リーガルサポート広島県支部	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-69	082-511-0230
山口県司法書士会	753-0064	山口市神田町 5-11 山口神田ビル3階	083-924-5220
リーガルサポート山口支部	753-0064	山口市神田町 5-11 山口神田ビル3階	083-924-5220
岡山県司法書士会	700-0023	岡山市北区駅前町 2-2-12	086-226-0470
リーガルサポート岡山県支部	700-0023	岡山市北区駅前町 2-2-12 岡山県司法書士会館	086-226-0470
鳥取県司法書士会	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
リーガルサポート鳥取支部	680-0022	鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県司法書士会	690-0887	松江市殿町 383 番地 山陰中央ビル5階	0852-24-1402
リーガルサポートしまね支部	690-0887	松江市殿町 383 番地 山陰中央ビル5階	0854-22-1026

会名	郵便番号	住所	電話番号
香川県司法書士会	760-0022	高松市西内町 10-17	087-821-5701
リーガルサポート香川県支部	760-0022	高松市西内町 10-17 香川県司法書士会館	087-821-5701
徳島県司法書士会	770-0808	徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
リーガルサポート徳島支部	770-0808	徳島市南前川町 4-41 徳島県司法書士会館内	088-622-1865
高知県司法書士会	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
リーガルサポート高知支部	780-0928	高知市越前町 2-6-25	088-825-3141
愛媛県司法書士会	790-0062	松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
リーガルサポートえひめ支部	790-0062	松山市南江戸 1-4-14 愛媛県司法書士会合同会館	089-941-8065
福岡県司法書士会	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
リーガルサポート福岡支部	810-0073	福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-738-1666
佐賀県司法書士会	840-0843	佐賀市川原町 2-36	0952-29-0626
リーガルサポート佐賀支部	840-0843	佐賀市川原町 2-36	0952-29-0626
長崎県司法書士会	850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館本館 6 階	095-823-4777
リーガルサポート長崎支部	850-0874	長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館本館 6 階	095-823-4710
大分県司法書士会	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
リーガルサポート大分支部	870-0045	大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県司法書士会	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
リーガルサポート熊本支部	862-0971	熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県司法書士会	892-0823	鹿児島市住吉町 13-1 ハーバーフロントビル4階	099-248-8270
リーガルサポート鹿児島支部	892-0823	鹿児島市住吉町 13-1 ハーバーフロントビル4階 鹿児島県司法書士会内	099-248-8860
宮崎県司法書士会	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
リーガルサポート宮崎県支部	880-0803	宮崎市旭 1-8-39-1 宮崎県司法書士会館内	0985-28-8599
沖縄県司法書士会	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526
リーガルサポート沖縄支部	900-0006	那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

司法書士に  
ご相談ください！



日本司法書士会連合会  
公式キャラクター しほ〜しし®

### 日本司法書士会連合会

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号  
TEL.03-3359-4171 (代表)  
<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>



### 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
TEL.03-3359-0541  
<https://www.legal-support.or.jp/>

